

目次

第1章 給水装置の工事及び費用（第1条—第11条）

第2章 給水（第12条—第17条）

第3章 料金及び手数料等（第18条—第21条）

第4章 管理（第22条・第23条）

第5章 貯水槽水道（第24条）

第6章 補則（第25条）

附則

第1章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の構成及び附属用具）

第1条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、量水器ますその他附属用具を備えなければならない。

（給水装置新設等の申込み）

第2条 南九州市給水条例（平成19年南九州市条例第197号。以下「条例」という。）

第4条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕の申込みは、「給水装置工事申込書」（第1号様式）の提出をもって行う。

（利害関係人の同意書の提出）

第3条 条例第4条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が申込者から利害関係人の同意書の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出物はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

（1） 他人の給水装置から分岐しようとするとき。給水装置所有者の給水管所有者分岐同意書（第1号様式）

（2） 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。土地又は家屋所有者の土地家屋使用承諾書（第1号様式）

（開発等の事前協議）

第4条 条例第5条の協議は、開発給水協議書（第2号様式）の提出をもって行う。

2 管理者は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に書面により回答する。

（給水装置使用材料）

第5条 管理者は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、南九州市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

（給水管及び給水用具の指定）

第6条 条例第8条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。この場合において、管理者は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

（1） 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

（2） 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し著しく過大でないこと。

（3） 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

（4） 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

（5） 凍結、破損、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

（6） 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

（7） 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 条例第8条の規定により管理者が指定する材質は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（1） 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

（2） 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

（3） 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず，施行技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は，前項各号の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 管理者は，指定した材料について，地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは，当該材料の使用を制限することがある。

5 給水管の口径に比し，著しく多量の水を一時に使用する箇所，高層建築物，工場，事業所等の構造物，建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には，貯水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は，貯水槽の入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第7条 給水管の口径は，その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第8条 給水管は，国道，県道その他の公道内は，当該道路管理者の指示する深さとし，宅地内においては60センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし，技術上その他やむを得ない場合は，この限りでない。

(メーターの設置位置等)

第9条 メーターは，次に掲げる基準に基づき設置する。

(1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

(3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

(4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第10条 条例第18条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は，1建築物に1個とする。ただし，管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は，1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは，当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(危険防止の措置)

第11条 給水装置は，逆流を防止することができ，かつ，停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあっては，その給水装置又は水洗便器に真空

破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

- 3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

## 第2章 給水

### (給水管防護の措置)

第12条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管をすることとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出又はいんぺいにかかわらず、防寒措置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

### (給水の申込み)

第13条 条例第15条に規定する給水の申込みは、水道使用異動届（第3号様式）の提出をもって行う。

### (代理人の選定届等)

第14条 条例第16条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、代理人選定（変更）届（第4号様式）により行う。

### (メーターの損害弁償)

第15条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は損傷したときは、メーター亡失（損傷）届（第5号様式）を市長に届け出なければならない。

- 2 管理者は、条例第19条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

### (水道の使用変更等の届出)

第16条 条例第20条の規定による届出は、次に掲げるところによる。

- (1) 給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止しようとするときは、水

道使用異動届（第3号様式）の提出をもって行う。

（2） メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、水道使用異動届の提出をもって行う。

（3） 消防演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届（第6号様式）の提出をもって行う。

（4） 給水装置所有者又は管理人に変更があったときは、水道使用異動届の提出をもって行う。

（5） 消火栓を消防用に使用したときは、消防用水使用届（第7号様式）の提出をもって行う。

（給水装置及び水質検査の請求）

第17条 条例第24条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書（第8号様式）の提出をもって行う。

### 第3章 料金及び手数料等

（料金等の納入期限）

第18条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発したその月の末日、その他の納入金は別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。ただし、口座振替による料金の納入期限は、管理者が別に定める振替指定日とする。

（過誤納による清算）

第19条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において清算することができる。

（使用水量及び用途の認定基準等）

第20条 条例第28条の規定による使用水量及び用途の認定は、次に掲げるところによる。

（1） メーターに異状があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により異状があった期間の使用水量を認定する。

（2） メーターが設置されていないときは、1世帯1月につき4人まで20立方メートルとし、1人を増すごとに5立方メートルを加算した水量とする。ただし、月の途中において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合、使用日数が15日を超えないときは、その2分の1の水量とする。

（3） 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これによりがたいときは見積量による。

（料金等の軽減又は免除）

第21条 条例第35条の規定により軽減し、又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定により料金の軽減又は免除の申請は、水道料金減免申請書（第9号様式）の提出をもって行う。

3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、軽減又は免除の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

#### 第4章 管理

##### (措置命令)

第22条 条例第36条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（第10号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

##### (水道使用上の注意)

第23条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

#### 第5章 貯水槽水道

##### (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第24条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

#### 第6章 補則

##### (届出書その他の諸様式)

第25条 条例及びこの規程に基づく届出書その他の諸様式は、管理者が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、南九州市給水条例施行規則（平成19年南九州市規則第159号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和４年３月１日公企管規程第２号）

（施行期日）

- 1 この規程は，令和４年３月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の各規程の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は，改正後の各規程の規定による様式とみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式については，当分の間，所要事項を調整して使用することができる。





第2号様式（第4条関係）

年 月 日

南九州市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号（ ） ー

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

記

1 給 水 場 所 南九州市  
(対象地番全部を記入)

2 開発事業の名称 (団地名)

3 開 発 目 的 1 宅地造成による土地分譲  
(○で囲む。) 2 宅地造成及び分譲住宅建築  
3 その他 ( )

4 開発事業の概要 開発区域 m<sup>2</sup>  
計画地盤高 最高 m, 最低 m  
区画数 区画

第3号様式（第13条，第16条関係）

水道使用異動届

第 号	課 長	係長	係
年 月 日			

水栓所在地	南九州市		地区名	
メーター番号	φ	号	水栓番号	
耐用年月		桁数	納入先 郵送 ・ 口座	
メーター指針	前回	今回		
理 由			備 考	
<p>上記のとおり， 年 月 日から給水 開始・中止・変更・廃止 しますので，南九州市給水条例施行規程第13条及び第16条の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>給水使用者（新） 住 所 南九州市 ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日 (電話) — —</p> <p>給水使用者（旧） 住 所 南九州市 ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日 (電話) — —</p> <p>給水装置所有者 又は管理者 住 所 南九州市 ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日 (電話) — —</p> <p>南九州市長 様</p>				

第4号様式(第14条関係)

処 理	メーター 検針表	. .
	入力事務	. .

代理人選定(変更)届

年 月 日

南九州市長 様

住所  
給水装置所有者  
氏名

次のとおり代理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	南九州市	番地
代理人の住所, 氏名	南九州市	

第5号様式(第15条関係)

処 理	メーター 検針表	. .
	入力事務	. .

No. \_\_\_\_\_

メーター亡失(損傷)届

年 月 日

南九州市長 様

給水装置使用者(給水装置所有者, 給水装置管理人)

住 所

氏 名

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失(損傷)しましたので届け出ます。  
なお, 損料等については直ちに弁償いたします。

記

給水装置の場所	南九州市
(理由)	
※ メーターの種別 口径 mm 番号 有効年限 年 月 取付 年 月 日	

第6号様式(第16条関係)

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

南九州市長 様

消火栓使用者 住 所  
氏 名

次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消火栓の設置場所	南九州市
消 火 栓 の 種 別	地上式, 地下式
演 習 使 用 日 時	月 日 時 分から 時 分まで

(処理欄)

水量 m<sup>3</sup>

第7号様式(第16条関係)

No. \_\_\_\_\_

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

南九州市長 様

住 所  
氏 名 団長

消防用として下記のとおり水道を使用したの届け出ます。

記

火災発生	日 時						
	場 所	南九州市					
使 用 し た 消 火 栓							
場 所	栓 数	時 間			水 量	摘 要	
		自午 至午	時 時	分 分	分間	m <sup>3</sup>	
		自午 至午	時 時	分 分	分間		
		自午 至午	時 時	分 分	分間		
計		時間			分	m <sup>3</sup>	

第8号様式(第17条関係)

給水装置  
水質 検査請求書

年 月 日

南九州市長 様

住所  
請求者  
氏名

次の理由により給水装置の水質の検査を請求いたします。

- 1 給水装置の場所 南九州市
- 2 検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください。)

(注) 給水装置の水質について該当する項目を○で囲んでください。

第9号様式(第21条関係)

水道料金減免申請書

年 月 日

南九州市長 様

住 所  
氏 名

南九州市給水条例第35条の規定により、水道料金について軽減(免除)していただきたく  
下記のとおり申請します。

記

- 1 軽減(免除)を受ける前の金額
- 2 軽減(免除)の申請書
- 3 申請の理由

第10号様式(第22条関係)

(表)

年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置の  
使用者氏名  
又は  
給水装置の  
所有者氏名

様

南九州市長

印

南九州市給水条例第36条の規定に基づき、次のとおり指示します。

1 給水装置の設置場所

2 措置指示事項

(裏)

南九州市給水条例抜すい

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を要するときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、管理者の認定があるときは、これを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対して適当な措置を指示することかできる。

(給水停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは水道使用者等に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

(2) 水道使用者等が正当な理由がなくて、第27条第1項の使用水量の計量又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。

第 1 号様式 (第 2 条, 第 3 条関係)

第 2 号様式 (第 4 条関係)

第 3 号様式 (第13条, 第16条関係)

第 4 号様式 (第14条関係)

第 5 号様式 (第15条関係)

第 6 号様式 (第16条関係)

第 7 号様式 (第16条関係)

第 8 号様式 (第17条関係)

第 9 号様式 (第21条関係)

第10号様式 (第22条関係)